

平成30年度第2回 市川市個人情報保護審議会

【配付資料一覧】

インデックス No.	資料件名
1	次 第
2	事務局職員名簿
3	市川市個人情報保護条例の一部改正・市川市公文書公開条例の一部改正について（議事(1)ア）
4	非識別加工情報提供制度の概要（議事(1)ア）
5	非識別加工情報提供制度以外の所要の改正について（議事(1)ア）
6	死者に関する個人情報の閲覧等請求に際して添付すべき請求資格を有することを証する書面について（案）（議事(1)イ）

# 【平成30年度第2回市川市個人情報保護審議会】 次第

日 時：平成31年1月16日（水） 13：30～

会 場：市川市役所仮本庁舎4階第2委員会室

## 次 第

### 1 議 事

#### (1) 意見聴取事項について

ア 市川市個人情報保護条例の改正について

イ 死者の個人情報の取扱いについて

### 2 その他

事務局からの伝達事項

### 3 閉 会

## ○ 市川市個人情報保護条例の一部改正・市川市公文書公開条例の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

市川市は大量のビッグデータを保管しております。民間によるビッグデータの活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会、豊かな市民生活の実現に資すると考えられることから、本市においても行政機関個人情報保護法を参考に個人情報保護条例を改正し、ビッグデータを非識別加工情報として提供する仕組みを導入するものです。

また、非識別加工情報の作成に伴い、公文書公開請求があった場合の非公開情報として、非識別加工情報を追加する必要から、公文書公開条例を一部改正するものです。

### 2. 非識別加工情報とは

「非識別加工情報」とは、特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる情報で、個人情報を復元できないようにしたものをいいます。下の表は介護サービス事業者が市内にサービス拠点を設けるにあたり、地域別の需要を把握するため非識別加工情報の提供を求めてきた例です。

#### 【加工前】

氏名	住所	年齢	要介護度	現在の状況
市川 太郎	市川市八幡 1 - 2 - 3	75歳	3	医療機関
千葉 花子	市川市市川 3 - 4 - 6	88歳	5	特養

↓

#### 【加工後】

氏名を削除、住所を町名に置換、年齢を階層化して、特定の個人を識別できないように加工する。

住所	年齢	要介護度	現在の状況
市川市八幡	71～80歳	3	医療機関
市川市市川	81～90歳	5	特養

### 3. 非識別加工情報提供制度の概要

別紙 A3 資料参照

# 非識別加工情報提供制度の概要

背景:外国企業の発展の背景にビッグデータの活用があり、日本ではそのような制度がなかったため、産業発展の妨げとなっていた。このようなことから、国において、ビッグデータの活用が可能となる制度が設けられたことから、本市でも、豊かな市民生活の実現に役立つ同制度を設けることとしたものである。

個人情報業務届出書に記載した個人情報の項目をエクセルシートでHP上に公表  
事業者が選定  
保育所の新設を計画しているため、待機児童のデータを提供してほしい。

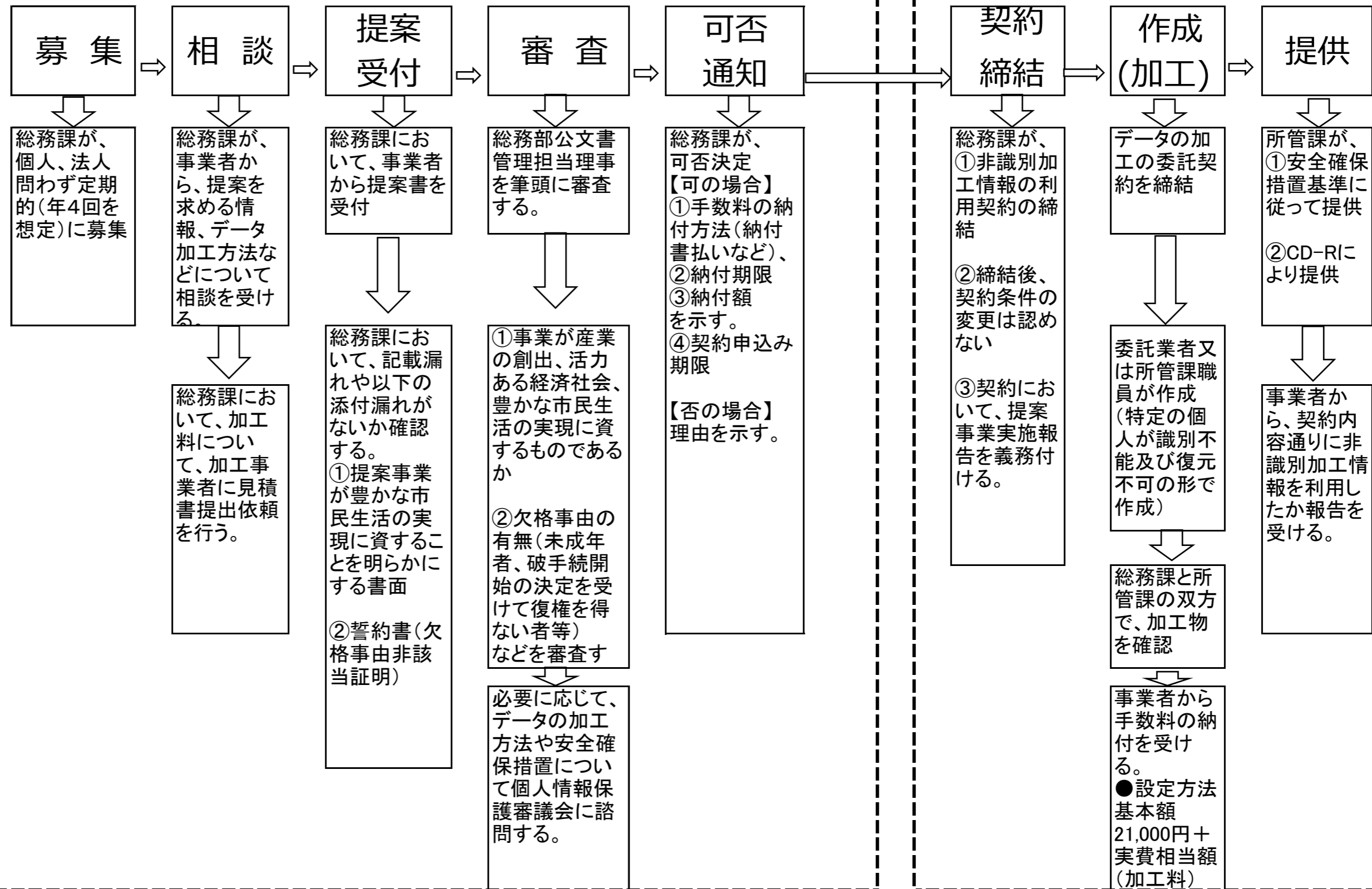
個人情報業務届出書  
(こども入園課「市立保育園保育料の徴収等に関する業務」)

個人情報の項目

氏名/性別/生年月日/住所/国籍/職業/地位/学歴/資格/団体加入/収入/資産状況/納税額/公的扶助/健康状態/病歴/障害程度/電話番号

## 民間事業者からの提案

## 民間事業者への提供



## 非識別加工情報提供制度以外の所要の改正について

### ① 個人情報の存否に関する情報の規定の追加について

個人情報閲覧等請求があった際に、当該個人情報の存否を明らかにするだけで、第三者の個人情報が必然的に明らかになってしまうこともあることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第17条の規定に倣って、開示請求に対し、個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる場合は、個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否できる規定を設けることとしました。

(例) DV 事案が生じた際に、DV 加害者から、例えば「相談記録に書かれた加害者自身の情報」といった形で個人情報閲覧等請求があった場合、相談記録の有無を回答するだけで被害者が相談したことが明らかとなり、そのことで、DV 被害者への悪影響が考えられることから、当該情報は回答しないこととします。

### ② 非開示情報の裁量的開示の規定の追加について

請求者の個人情報閲覧等請求があった際に、対象となる文書の中に第三者の個人情報が混在していることがあり、その際、通常であれば当該第三者の個人情報は隠すこととなりますが、当該第三者の個人情報が、請求者の生命、身体などの権利利益を保護するため特に必要がある場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第16条の規定に倣って、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、開示することができる規定を設けることとしました。

(例) DV 被害者が請求した相談記録に、市役所内部で把握した加害者による加害予告情報が記載されている場合、当該情報は加害者の情報ではありますが、当該情報を第三者情報として隠してしまうことにより、請求者である被害者の生命、身体が危険に晒される可能性があるため、こういった場合には当該個人情報を裁量的に公開することとします。

### ③ 審議会の任務の追加について

非識別加工情報の加工・安全確保措置基準を定める際に、審議会の意見を聴いておくことが適当であると国から示されていることから、これらの基準について個人情報保護審議会に意見を聴くほか、非識別加工情報の取扱いや個人情報保護条例の運用全般についても意見を聴くことができるよう審議会の任務を追加することとしました。

(条例の運用について意見を聴く場合の例)

個別の開示請求事案について、死者の個人情報について開示請求資格があるかどうか、非開示とすべきかどうか

### H31.1.16 個人情報保護審議会 資料

死者に関する個人情報の閲覧等請求に際して添付すべき請求資格を有することを証する書面について（案）

市川市個人情報保護条例は生存する個人に関する情報を同条例第17条の規定による閲覧等の請求の対象としている。それは、死者が当該請求の主体となることはできないからであるが、死者の情報であっても、請求者自身の個人情報と解することが可能な場合がある。そこで、このような場合に、その請求資格を確認する必要があることから、同条例施行規則第8条第1項後段の規定により閲覧等の請求の際添付しなければならない書面として、請求資格を有することを証する書面を次のとおり定める。

請求者本人であることの確認を行うほか、請求する情報の内容に応じ、請求要件の確認は、次に掲げる書類により行うものとする。当該書類により確認ができない場合及び次に掲げる請求区分に該当するものがない場合は、必要と認める書類の添付を求めることとする。

- (1) 被相続人である死者から相続した財産に関する情報についての請求である場合
  - ア 請求内容が当該相続財産に係るものであることを示す書類（請求理由を示す書類）
  - イ 死者の財産が請求者に帰属していることを確認できる次のいずれかの書類
    - (ア) 不動産登記簿謄本（登記事項証明書）、契約書など当該財産が請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類
    - (イ) 遺言書
    - (ウ) 遺産分割協議書
    - (エ) その他請求者が相続した財産であることを証明する書類
  - ウ 請求者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類
    - (ア) 被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本
    - (イ) その他請求者が相続人であることを証明する書類
  - エ 相続人が複数である場合、次のいずれかの書類
    - (ア) 請求人以外の相続人から取得した同意書
    - (イ) その他請求人を含む相続人間に意思の対立がないことを確認できる書類
- (2) 被相続人である死者から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報についての請求である場合
  - ア 請求内容が当該損害賠償請求権等に係るものであることを示す書類（請求理由を示す書類）
  - イ 死者が損害賠償請求権等を取得していたことを確認できる次のいずれかの書類
    - (ア) 示談書
    - (イ) 和解書
    - (ウ) 裁判所の確定判決書
    - (エ) その他死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証明する書類
  - ウ 請求者が損害賠償請求権等を相続したことを確認できる次のいずれかの書類
    - (ア) 遺言書
    - (イ) 遺産分割協議書

- (ウ) 請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する裁判所の確定判決書
- (エ) その他請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類
- エ 請求者が相続人であることを確認できる次のいずれかの書類
  - (ア) 被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本
  - (イ) その他請求者が相続人であることを証明する書類
- オ 相続人が複数である場合、次のいずれかの書類
  - (ア) 請求人以外の相続人から取得した同意書
  - (イ) その他請求人を含む相続人間に意思の対立がないことを確認できる書類
- (3) 死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務（近親者固有の慰謝料請求権、遺贈等）に関する情報についての請求である場合
  - ア 請求内容が当該権利義務に係るものであることを示す書類（請求理由を示す書類）
  - イ 請求者が当該権利義務を取得したことを確認できる次のいずれかの書類
    - (ア) 示談書
    - (イ) 和解書
    - (ウ) 裁判所の確定判決書
    - (エ) （遺贈の場合）請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書
    - (オ) その他請求者が当該権利義務を取得したことを証明する書類
  - ウ 相続人が複数である場合、次のいずれかの書類
    - (ア) 請求人以外の相続人から取得した同意書
    - (イ) その他請求人を含む相続人間に意思の対立がないことを確認できる書類
- (4) 死亡時に未成年であった自分の子に関する情報についての請求である場合
  - 請求者が未成年で死亡した子の親権者であったことを確認できる次のいずれかの書類
  - ア 戸籍謄本
  - イ その他未成年で死亡した子の親権者であったことを証明する書類